

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 30（個）第 7 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報を特定した上で、当該保有個人情報の一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、平成 30 年 4 月 3 日、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、「28 広情個審第 12 号 13 号 14 号 18 号に関する書類一切」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第 12 条第 2 項の規定により、平成 30 年 4 月 12 日付けで決定期間の延長を行い、その後、本件請求の対象となる保有個人情報として、警務部監察官室及び総務部会計課の審査請求事務に係る対象行政文書、警務部監察官室が公安委員会の審査請求事務として保有する文書に係る対象行政文書を特定し、自己情報開示決定及び自己情報部分開示決定を行い、いずれも平成 30 年 5 月 30 日付けで審査請求人へ通知した。

また、対象となる保有個人情報として、総務部総務課の審査請求事務に係る対象行政文書を次のとおり特定し、条例第 14 条第 1 号、第 3 号、第 6 号及び第 7 号の不開示情報に該当する情報が記載されていることを理由として、自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 30 年 5 月 30 日付け広総務第 3 号で審査請求人に通知した。

- (1) 平成 29 年 11 月 1 日付け行政文書部分開示決定処分等に対する審査請求に係る意見聴取に出席する職員について（報告）（以下「文書 1」という。）
- (2) 広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）による別件の審査請求の意見聴取時における質疑応答状況（以下「本件対象情報」という。）が記載された平成 29 年 11 月 30 日付け復命書（以下「文書 2」という。）

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成 30 年 6 月 12 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、非開示となった本件対象情報について全て開示せよ。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成16年広島県条例第50号。以下「設置条例」という。）第13条に該当しないため開示義務がある。
- (2) 設置条例第13条は「審査会の行う審議の手続は、公開しない」で県警が作成した文書は該当しない。審査会が作成する文書に限られる。

### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、当審査会に提出した実施機関の弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件処分に係る行政文書の特定について

本件処分に係る保有個人情報に記載された行政文書は、文書1及び本件対象情報が記載された文書2である。

#### 2 不開示とした部分及びその理由

- (1) 警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影

開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第14条第3号ただし書に該当しないことから、これを開示すると、当該個人の権利利益が損なわれるおそれがあるため、条例第14条第3号に該当し、不開示とした。

- (2) 文書2に記載された本件対象情報

本件対象情報は、審査会における別件の審査請求の意見聴取時のものである。

当該意見聴取は審査会の行う審議の手続であり、その内容については、設置条例第13条の規定（審議手続の非公開）に該当するため、法令等の定めるところにより開示することができない情報と認めたため、条例第14条第1号に該当し、不開示とした。

さらに、当該意見聴取時における内容は、県の機関相互間における審議、検討、協議等に関するものであり、開示することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、また、その結果、意見聴取に参加した県の各機関の別件審査請求に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあると認めたため、条例第14条第6号及び同条第7号に該当し、不開示とした。

### 3 審査請求人の主張に対する弁明

審査請求人は、「設置条例第 13 条に該当しないため開示義務がある。第 13 条は『審査会の行う審議の手続は、公開しない』で県警が作成した文書は該当しない。審査会が作成する文書に限られる。」と主張する。

しかし、設置条例第 13 条については、同条例の解釈運用基準に「審査会においては、開示しない旨の決定等がされた行政文書又は保有個人情報を実際に見分した上で、当該行政文書又は保有個人情報について、不開示情報の存否、不開示とすることの適否などの判断、審議を行うため、その審議手続は公開になじまないといえることから、非公開とすることとしたものである。『審議の手続』とは、審査請求に関する書類の審議、実施機関の弁明書、審査請求人等の意見陳述などすべての審議に係る手続をいうものである。」とあるため、審査会の意見聴取に出席した広島県警察の職員が復命書により本件対象情報を記載した部分については、同条の規定に該当するものと認められる。

また、同条の規定の趣旨から、非公開とする審議の手続の内容については審査会が作成する文書に限られると解釈することもできないため、審査請求人の主張は失当である。

## 第 5 審査会の判断

### 1 本件対象情報について

本件対象情報は、別件の審査請求事案で、審査会の意見聴取に出席した広島県警察職員が復命書において記載した質疑応答状況である。

実施機関は、本件対象情報について、条例第 14 条第 1 号、第 3 号、第 6 号及び第 7 号の不開示情報に該当するとして本件処分を行っている。

本件処分において不開示とした情報は、次のとおりである。

- (1) 文書 1 及び文書 2 に記載された警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影
- (2) 文書 2 に記載された質疑応答状況

### 2 本件対象情報の不開示情報該当性について

#### (1) 条例第 14 条第 1 号の不開示情報該当性について

審査請求人は、実施機関が作成した文書は、設置条例第 13 条の規定には該当しないと主張し、これに対し実施機関は、非公開とする審議の手続の内容については審査会が作成する文書に限られると解釈することはできず、当該文書は設置条例第 13 条の規定に該当すると考えられ、法令等の定めるところにより開示することができない情報と認めたため、条例第 14 条第 1 号に該当すると主張しているため、条例第 14 条第 1 号の不開示情報該当性について検討する。

審査会においては、開示決定等がされた行政文書又は保有個人情報を実際に見分した上で、当該行政文書又は保有個人情報について、第三者機関として公正・中立な立場から不開示情報とすることの適否などの判断や審議を行うため、審査請求に関する書類の審議、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書、資料に関する審議及び審査請求人の意見陳述など、諮問から答申に至る全ての審議に係る手続は、公開になじまないものといえる。

このような審査会の性質上、設置条例第 13 条では、「審査会の行う審議の手続は、公開しない。」と規定されており、これに基づいて審査会是非公開で行われている。

また、広島県情報公開・個人情報保護審査会運営要領（平成 28 年審査会決定。以下「運営要領」という。）第 10 条第 3 項では、会議録及び部会の審議資料は、原則公開しないと規定している。

条例第 14 条第 1 号では、法令等の規定により開示することができないと認められている情報は、不開示とすることを規定している。

当審査会において、本件対象情報を見分したところ、意見聴取の内容を実施機関において項目立ててまとめたものである。これは、意見聴取の後、実施機関の判断の下で作成した文書であり、実施機関の内部的な資料に留まるので、その内容が審査会における意見聴取に関連しても、設置条例第 13 条及び運営要領第 10 条に規定する会議録や審議資料に該当するものとして整理することは困難である。

したがって、本件対象情報が条例第 14 条第 1 号に該当するとした実施機関の主張は妥当ではない。

## (2) 条例第 14 条第 6 号の不開示情報該当性について

実施機関は、本件対象情報が県の機関相互間における審議、検討、協議等に関するものであり、開示することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第 14 条第 6 号に該当すると主張しているため、条例第 14 条第 6 号の不開示情報該当性について検討する。

条例第 14 条第 6 号は、県の機関等としての最終的な決定前の審議、検討、協議、調査研究等に関する情報が開示されると、事務事業の遂行に当たって自由な意見交換や公正な意思形成が妨げられるおそれがあるため、これらに関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

本件対象情報は、審査会が実施する意見聴取における質疑応答内容であり、意見聴取という過程は、審査会における審議の中で、答申の意思決定に関わる

重要な手続の一部である。

本件対象情報である当該意見聴取に係る別件の審査請求事案は、既に答申され、審議を終えているが、本件対象情報のような情報について開示が前提となると、今後の審査請求事案における審議において、率直な意見交換が行われなくなり、その結果、適正な答申を行うことができないなど、審査会における意思決定に不当な影響を及ぼすことが考えられ、審議の中立性・適正性に不当な影響を与えるおそれがあると認められる。

一方、当審査会において実施機関に確認したところ、本件請求は、当該意見聴取が実施された別件審査請求に対する答申の後ではあるものの、当該答申に基づき、諮問実施機関が裁決を検討している中においてなされたものである。

このため、本件対象情報が開示されることにより、諮問実施機関において、当該裁決の意思決定の中立性・適正性に不当な影響を与えるおそれがあることも否定できない。

したがって、本件対象情報は、条例第 14 条第 6 号に該当し、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

### (3) 条例第 14 条第 7 号の不開示情報該当性について

実施機関は、本件対象情報を開示することにより、意見聴取に参加した県の各機関の別件審査請求に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあると認められるため、条例第 14 条第 7 号に該当すると主張しているため、条例第 14 条第 7 号の不開示情報該当性について検討する。

条例第 14 条第 7 号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては不開示とすることを定めたものであるが、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えたり、恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要がある。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。

当審査会において本件対象情報を見分したところ、本件対象情報は、審査会委員及び出席者間の質疑応答を記載したものであり、実施機関が別件の審査請求事案において、行政文書部分開示決定等を行った際の事務の取扱い等、実施機関の内部的対応が記載されていた。

このような情報を開示すると、実施機関の総務・警務関係部署における審査請求事務の処理に関する内部取扱いが明らかとなり、実施機関における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

一方、審査会においては、当事者の率直な意見を聞いた上で、調査審議を行い、開示可否の判断等をしており、このような情報を開示した場合、開示したときの反響等を意識して、当事者が率直な意見等を述べることを差し控えるおそれがあることは否定できない。

このように、率直な意見等を述べることを躊躇するような事態になれば、適正な審議を行うことができず、審査会においても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件対象情報は、条例第 14 条第 7 号に該当し、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### (4) その他

審査請求人は、上記 1 (1) に掲げる情報について、その主張内容から、開示を求めていると認められるが、当審査会において、実施機関が不開示とした警察職員の氏名及び印影を見分したところ、実施機関が上記第 4 の 2 (1) で説明するとおり、全て警部補（同相当職）以下の職に該当する者に係るものであることが認められる。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
30. 9. 12	・ 諮問を受けた。
元. 7. 25 (令和元年度第4回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
元. 8. 27 (令和元年度第5回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (五十音順)

井 上 嘉 仁 ( 部 会 長 )	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授